

「グリーンセンサ・ネットワークシステム技術開発プロジェクト」  
に係る公募要領

平成 23 年 3 月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

機械システム部

**【ご注意】**

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請と、NEDOへの申請書類（提出書類一式）の提出が必要です。当該システムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。

e-Rad による申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、充分留意ください。

「グリーンセンサ・ネットワークシステム技術開発プロジェクト」に係る公募について  
(平成 23 年 3 月 17 日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成 23 年度から平成 26 年度まで「グリーンセンサ・ネットワークシステム技術開発プロジェクト」を実施します。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

なお、本プロジェクトは、平成 23 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

## 1. 件名

「グリーンセンサ・ネットワークシステム技術開発プロジェクト」

## 2. 事業概要

### (1) 事業内容

本事業では、センサネットワークに使用されるセンサデバイスの共通的な課題である、無線通信機能、自立電源機能及び超低消費電力機能の搭載を実現する革新的センサの開発を行い、センサネットワークの導入による、環境計測やエネルギー消費量等の把握（見える化）及びエネルギー消費量の制御（最適化）により、低炭素社会の実現に寄与します。

本プロジェクトは、以下の研究開発項目について、基本計画の別紙の研究開発計画に基づき研究開発を実施します。

#### 【共同研究事業（NEDO負担率：2/3（1））】

研究開発項目① グリーンMEMSセンサの開発

研究開発項目 無線通信機能及び自立電源機能を搭載したグリーンセンサ端末の開発

研究開発項目 グリーンセンサネットワークシステムの構築と実証実験

(1) 民間企業単独あるいは民間企業のみでの連携等により実施される場合は、NEDO負担率を1/2とします。連携とは、NEDOと直接共同研究を行う者どうしの連携です（再委託先等は連携の対象とはいたしません）。

(※2) 今回の公募は、研究開発項目①～③をすべて実施する全体提案のみの募集とします。

### (2) 事業実施期間と事業規模

本事業の事業実施期間は 23 年度から 26 年度までの 4 年間、事業規模は平成 23 年度 730 百万円を予定しています。また、事業規模については、変動があり得えます。

詳細については、基本計画を参照してください。

## 3. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

(1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。

(2) 共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。

- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を共同研究契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書 11 部（正 1 部、副 10 部）及び CD-R（PDF 形式の電子ファイルを保存したもの）1 部を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

- (1) 提出期限： 平成 23 年 4 月 25 日（月）午前 12 時必着

応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

- (2) 提出先： 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

機械システム部 奥谷、渡辺、高津佐 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー19 階

郵送の場合は封筒に『「グリーンセンサ・ネットワークシステム技術開発プロジェクト」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合は必ず事前に NEDO 担当部に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

#### 5. 応募方法

- (1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 1 をご参照ください。別添 2 に従って研究開発責任者・サブプロジェクトリーダー候補の研究経歴書を、別添 3 に従って主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。（主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。）
- ・ 提案書は日本語で作成してください。

(2) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 会社経歴書 1部（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 最近の営業報告書（3年分）1部
- ・ NEDOから提示された契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 2部（正1部、副1部）
- ・ e-Rad 応募基本情報（詳細は(4)-eを参照ください）1部
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実施実績調査票（詳細は別添4を参照ください）1部
- ・ 本プロジェクトにおける知財の管理・運営方針に関わる提案（別添5）1部

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、予め別添6の「提案書類受理票」に会社名等ご記入の上、送付（持参）ください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>へリンク>

概略の手続きを以下の a～e に示します。

a. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11 桁）、所属研究機関用 ID（10 桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

<<http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html> へリンク>

b. 研究代表者（＝主要研究員）のログイン用 ID（11 桁）、申請用は研究者番号（8 桁）の取得  
前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID（11 桁）及び申請用研究者番号（8 桁）とパスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル(共通)

<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html> へリンク>

- c. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成  
e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。  
(NEDOの公募ホームページからダウンロードが可能です。) 申請書類等を作成・準備します。
- d. 応募基本情報の入力と申請  
e-Radの研究者向けページ  
<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html> ヘルリンク>  
研究者用マニュアル (共通)  
<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> ヘルリンク>
- e. 応募方法  
前記d.で作成したe-Rad応募基本情報はPDFファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書(正)とともにNEDOへ提出してください。詳細は、e-Rad研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

## 6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報には研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、e-Rad に登録された各情報(プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 7. 共同研究先の選定について

### (1) 審査の方法について

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の2段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、共同研究先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 事前審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか(不必要な部分はないか)
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か(技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等)
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか(関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等)。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できる

か（企業の場合、成果の実用化が見込まれるか）

vii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

共同研究予定先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 共同研究業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
  2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
  3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における共同研究予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  2. 当該開発等の行う体制が整っていること。  
(再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。)
  3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  6. 共同研究業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- iii. 共同研究予定先の選考にあたって考慮すべき事項
  1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
  2. 各開発等の開発等分担及び共同研究金額の適正化に関すること。
  3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
  4. 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
  5. その他主管部長が重要と判断すること。

(3) 共同研究先の公表及び通知について

a. 採択結果の公表等について

採択された案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

b. 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成 23 年

- |          |   |                  |
|----------|---|------------------|
| 3月17日    | : | 公募開始             |
| 3月29日    | : | 公募説明会（会場：東京）     |
| 4月25日    | : | 公募締め切り           |
| 5月中旬（予定） | : | 事前審査（外部有識者による審査） |
| 6月上旬（予定） | : | 契約・助成審査委員会       |

- 6月上旬（予定）： 共同研究先決定  
6月中旬（予定）： 公表（・プレスリリース）  
7月頃（予定）： 契約

## 8. 留意事項

### (1) 契約について

提案者は、NEDOが提示する共同研究契約書（案）及び共同研究契約約款に合意することが採択先として選定されることの要件となります。

### (2) 事業化計画書について

採択された企業等とNEDOの間での契約に当っては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合には、速やかにNEDOに変更内容を提出していただくこととなります。

### (3) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載して頂きます。詳細につきましては別添 4 をご覧ください。

### (4) 追跡調査・評価について

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1 「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

### (5) 知財マネジメントについて

特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）について、御協力を頂きます。

また、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針（参考資料 2）」に定めたとおり、産学官連携プロジェクトの知財マネジメントの強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指すため、「知財の管理・運営方針に関わる提案」（別添 5）を求めます。

### (6) 「国民との科学・技術対話」への対応について

なお、本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）により当機構に報告してください。

## 【参考】

平成 22 年 6 月 19 日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>>

(7) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。N E D O 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html> ヘルリンク >

2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：N E D O ホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> ヘルリンク >

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 2～5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

iii. 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への



応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(8) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html> へリンク>

4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> へリンク>

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合  
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。  
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

#### (9) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> へリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

#### 9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該共同研究業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等について日本語にて説明します。出席希望の企業等は、社名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を平成 23 年 3 月 25 日（金）までに FAX にて機械システム部担当者（FAX：044-520-5243）までご連絡ください（様式は問いません）。なお、出席は応募の必須条件ではありません。

日時： 平成 23 年 3 月 29 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分

場所： NEDO 日比谷オフィス

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 4 階

#### 10. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、3 月 17 日から 4 月 20 日の間に限り下記あてに FAX にて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

機械システム部 奥谷、渡辺、高津佐

FAX：044-520-5243

#### 関連資料

##### 基本計画

(別添 1) 提案書の様式

(別添 2) 研究開発責任者・サブプロジェクトリーダー候補研究経歴書

(別添 3) 主要研究員研究経歴書

(別添 4) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

(別添 5) 知財の管理・運営方針に関わる提案

(別添 6) 提案書類受理票

(参考資料 1) 追跡調査・評価の概要

(参考資料 2) NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針  
共同研究標準契約書